

# 次代につなぎ 未来につなぐ 相続登記

土地や建物の「相続による所有権移転」登記は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

すぐに相続登記をした場合のメリット

不動産についての権利関係が明確になり、相続した不動産を売却しようとしたときに、すぐに売却の手続きをすることができますし、担保に入れて住宅ローンを組むことができます。

相続登記をしないで放っておいた場合のデメリット

当事者に所在不明の方などがいる場合、すぐに登記を含めた相続の手続きをすることができず、相続分を確定することが困難となります。

さらに、相続が2回以上重なると、誰が相続人となるのか、その調査だけで相当の時間が掛かり、相続登記の手続費用や手数料も高額となってしまいます。

相続の手続に時間が掛かると、相続した不動産を売りたいと思ったときに、すぐに売ることができなくなるなど、思わぬ不利益を受けることがあります。

用地買収の話がもちあがったため兄弟間で争いになったなど……

相続が2回以上発生してしまうと

- 誰が相続人となるのか調査に時間がかかる
- 相続登記の手続費用や手数料が高額になる

相続の手続に時間がかかると

- 相続した不動産をすぐ売ることができない
- ローンを組むときにすぐに担保に入れられない
- 適正な管理が困難になる

不動産の管理が困難になると

- 不動産が適正に管理されなくなると、様々な社会問題が発生



売却して現金化したいが  
売買による移転登記ができない……



※1 不動産登記の太宰府市の管轄は筑紫支局（電話092-922-2881）です

相続に関する登記についてのご相談は

福岡県司法書士会  
092-722-4131

福岡法務局 ※1  
092-721-4570

福岡県土地家屋調査士会  
092-741-5780